

平成25年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年6月10日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
生活環境課長	小野弘幸	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	土木管理課長	小川豊年
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	北川勝己	生涯学習課長	本山隆也
農業委員会事務局長	大串玲子		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴 崎 俊 昭
議事係長	吉 岡 正 博
議事係書記	片 渕 英 昭

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	大 串 武 次	5番	吉 岡 英 允
----	---------	----	---------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明、内容説明）

議案第33号から議案第37号までの専決処分	5件
-----------------------	----

議案第38号から議案第40号までの条例関係	3件
-----------------------	----

議案第41号の協議	1件
-----------	----

議案第42号から議案第44号までの補正予算関係	3件
-------------------------	----

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第6 報告第5号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

日程第7 報告第6号 専決処分の報告について（訴訟上の和解について）

日程第8 報告第7号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

日程第9 報告第8号 平成24年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 報告第9号 平成24年度白石町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第11 報告第10号 平成24年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成25年第4回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。全国的に夏の期間の軽装、クールビズが浸透しております。

そこで、白石町議会におきましても全員申し合わせにより今会期中は議員は議場入退

場時は上着は着用するがネクタイは着用しないということにいたしました。また、会議中は上着を脱いでもよいことにいたしておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告一覧表を皆様のお手元に配付しております。各報告書、資料等については事務局、議員控室において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、要望書等受付簿兼処理状況簿及び監査委員からの月例出納検査、工事検査の報告書も同じく配付をいたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第112条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、去る5月30日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数や一般質問の通告等について審査の結果、既に配付いたしております会期日程案のとおり6月10日から18日までの9日間としたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、6月10日から6月18日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様に配付をしております一覧表のとおりであります。専決処分及び条例制定等9件、補正予算3件。

ただいま上程しました議案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

本日、平成25年第4回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認は5件であります。

議案第33号「白石町税条例の一部を改正する条例について」及び議案第34号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部改正に伴うものであります。

議案第35号「平成24年度白石町一般会計補正予算（第7号）」については、普通交付税の追加交付及び特別交付税の3月交付による追加分を減債基金に積み立てを行ったものであります。

議案第36号「平成24年度白石町水道事業会計補正予算（第4号）」については、収益的支出として消費税の追加を行ったものであります。

議案第37号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、平成24年度において歳入に不足を生じ、平成25年度からの繰上充用が必要になったことによるものであります。

以上、5件について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

次に、条例関係は、条例の制定が2件、一部改正が1件であります。

議案第38号「白石町長等の給料の特例に関する条例の制定について」は、町長、副町長及び教育長並びに一般職の職員の給料を7月から減額する特例措置を講ずるための条例の制定であります。

議案第39号「白石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、白石町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるための条例の制定であります。

議案第40号「白石町社会体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について」は、福富ふれあい広場ゲートボール場及び福富ふれあい広場テニスコートの用途を廃止するために一部改正を行うものであります。

議案第41号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について」は、組合同規約の変更を議会に協議する必要があるために提案するものであります。

議案第42号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第1号）」については、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,115万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113億7,915万9,000円とするものであります。また、地方債の補正をいたしております。

議案第43号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」については、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ43万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億1,036万9,000円とするものであります。

議案第44号「平成25年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」については、収益的支出を130万円減額するものであります。

提案いたしました議案については以上のとおりであります。

詳細については課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いをいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第33号から議案第41号までの内容の説明を求めます。

○吉原拓海税務課長

議案第33号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正するものですが、この施行期日が平成25年4月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこの議会に報告し承認を求めるものです。

内容につきましては新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第54条第5項中における関係条文を削るものについては、固定資産税の納税義務者の中で独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に係る平成20年度から平成24年度までの期限付きの固定資産税の非課税措置が終了したことにより、条項を整理し削除するものであります。

また、2ページをお開きください。

2ページの第131条についても、同じように特別土地保有税の納税義務者のうち非課税措置の終了により条例を整理し削除するものです。

次に、3ページをお開きください。

附則第10条の2は、白石町特定環境保全公共下水道条例が平成25年4月1日から施行されることに伴い、下水道除害施設について固定資産税の課税標準をその価格の4分の3とすることとしたものです。また、条項の整理として、附則第10条の2を附則第10条の3と改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○一ノ瀬清雄住民課長

議案第34号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして白石町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。この条例の施行期日が平成25年4月1日でありましたため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成25年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書中ほどの白石町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。

主な改正内容は2点であります。まず、新旧対照表1ページの第5条中の国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額及び新旧対照表2ページ第7条の2中の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に特定継続世帯の規定を加えるものでございます。これは国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯、特定世帯と言いますが、この国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を減額する措置を現在行っております。それに加え、移行後6年目から8年目までの3カ年においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を今回講ずるものでございます。

次に、新旧対照表 2 ページ以降になりますが、第23条中の国民健康保険税の減額に特定継続世帯の 7 割、5 割、2 割の減額割合を規定するものでございます。これは国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において国民健康保険から後期高齢者医療に移行後 5 年目までの間に限り当該移行したものを含めて算定することとしている措置を期限を区切らない恒久措置とするものでございます。

新旧対照表 2 ページから 3 ページの第23条第 1 項第 1 号に 7 割軽減の軽減額を、3 ページから 4 ページの第 2 号に 5 割軽減の軽減額を、4 ページから 5 ページの第 3 号に 2 割軽減の軽減額をお示しいたしております。施行期日につきましては、平成25年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、白石町国民健康保険税条例附則第18項の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例については、地方税法の改正と条文の項ずれが生じていたため、今回改正を行うものでございます。

以上で議案第34号についての説明を終わります。

続きまして、議案第37号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

地方自治法第179条第 1 項の規定によりまして平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして平成25年 5 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成24年度白石町国民健康保険特別会計の決算見込みにおきまして歳出額に対して歳入不足が生じたため、25年度の歳入を繰り上げてこれに充てる繰上充用をお願いしたものでございます。

予算書 1 ページをごらんください。

平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分書でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億9,800円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,800万円としたものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細でございますが、7 ページをごらんください。

歳入でございますが、4 款 1 項 1 目国庫支出金の療養給付費等負担金に 1 億529万 6,000円を、4 款 2 項 1 目国庫支出金の財政調整交付金に4,743万5,000円を、6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金に4,526万9,000円を増額し、合わせて 1 億9,800万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8 ページの歳出でございますが、13款 1 項 1 目に前年度繰上充用金といたしまして 1 億9,800万円を新たにお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○片渕克也財政課長

続きまして、議案第35号「一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について」御説明を申し上げます。

去る 3 月議会の閉会後に地方交付税の最終の確定通知がございましたために 3 月 26 日に一般会計補正予算（第 7 号）を専決処分をしたものを御報告させていただくものでございます。

予算書の7ページをお開きください。

普通交付税の調整分が復活され1,283万6,000円、特別交付税の3月交付分が決定されまして1億4,199万8,000円それぞれ追加を行ったものでございます。補正後の普通交付税が51億1,683万1,000円、特別交付税が5億169万8,000円というふうになっております。合わせまして1億5,483万4,000円を追加をしております。総額が133億6,794万6,000円としたものであります。

一方、歳出でございますが、次のページをお開きください。

この追加額については、全額を減債基金に積み立てることとしております。この積み立てによりまして24年度最終の一般会計分の減債基金の残額が13億9,600万円程度、特別会計合わせまして17億8,500万円程度となる見込みでございます。

以上、議案第35号「専決処分の承認について」の御説明を終わらせていただきます。

○荒木安雄水道課長

それでは、私のほうから議案第36号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

平成24年度白石町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めますのでございます。

その概要を予算書8ページにて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

営業外費用、消費税でございますが、これは売り上げのときに預かる仮受消費税と仕入れのときに支払う仮払消費税との差額136万円を増額補正するものでございます。

収益的支出の水道事業費用を既決予定額5億8,272万8,000円に今回補正額136万円を合計いたしまして5億8,408万8,000円といたします。

説明を終わります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○百武和義総務課長

それでは、総務課のほうから今回上程いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第38号「白石町長等の給料の特例に関する条例の制定について」御説明をさせていただきます。

国家公務員給与が東日本大震災の復興財源確保のため削減されましたことを受け、また佐賀県や他市町の状況等も踏まえまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間、町長、副町長及び教育長並びに職員の給料月額について平成24年4月1日現在のラスパイレス指数の100を超える率4.7%を削減して支給をするため給料の特例措置を講ずるために制定をするものでございます。ただし、期末勤勉手当とそれから給料月額に連動する手当、これは時間外手当と管理職手当がございますけども、これらにつきましては削減前の給料月額で支給することにしております。

議案書の2枚目のほうに条例案をつけておりますけども、第1条で町長、副町長、

第2条で教育長、第3条で職員について定めているところでございます。

次に、議案第41号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について」御説明を申し上げます。

今回、鹿島市を佐賀県市町総合事務組合が行っております議会の議員、その他非常勤職員公務災害補償等事務と学校医等公務災害補償事務の共同処理に参加させるためでございます。規約の変更をするためには構成市町の議会の議決が必要となりますので提案するものでございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○堤 正久保健福祉課長

議案第39号「白石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」御説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が4月13日に施行されたことに伴い、白石町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、白石町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を別紙対策条例案の提案するものです。

具体的対策本部の設置時期につきましては、法第32条の規定により、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を宣言したときは直ちに本対策本部を設置するものとなっております。また、法第37条で準用する法第25条では、政府対策本部が廃止されたときは遅滞なく本対策本部を廃止するものとなっております。

以上、白石町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてよろしく御審議方をお願い申し上げます。

○本山隆也生涯学習課長

議案第40号「白石町社会体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。生涯学習課所管の福富ふれあい広場ゲートボール場及びテニスコートにつきましては、現在その利用がなく将来も見込めないために、用途を廃止し、町行政財産から普通財産へするために白石町社会体育施設等に関する条例の一部を改正をお願いするものであります。

条例改正内容につきましては、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行第2条について及び別表中の福富ふれあい広場ゲートボール場と福富ふれあい広場テニスコートの項の関係部分を削除するものであります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白武 悟議長

続いて、議案第42号から議案第44号までの説明を求めます。

○片渕克也財政課長

それでは、議案第42号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第1号）」について、その概要を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ1億4,115万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を113億7,915万9,000円とするものです。

今回の補正予算は、議案第38号で御提案をいたしております三役及び職員の給料及び共済費の減額5,002万円及び地域の元気臨時交付金に関連する事業費1億5,456万5,000円などとなっております。

主なものについて、その概要を説明いたします。

なお、別紙予算説明資料に記載のある事業及び人件費の部分については割愛をさせていただきます。

予算書の13ページをお開きください。

総務一般管理費の職員給与システム改修費であります。給与の減額を行うためシステムの改修が必要でありますので計上をいたしております。

続きまして、14ページをお開きください。

14ページの財産管理費であります。旧六角保育園跡地の一部を県道拡幅工事の代替地として売却するため、現在ありますフェンス及び樹木の撤去を行うものであります。また、樹木の一部にシロアリが発生しているため、その駆除費用を手数料として計上しております。

なお、歳入11ページに戻りますが、11ページには県道拡幅関連の移転補償費30万円を計上して、これをこの事業に充当しております。売却の予定面積は41平米を予定しております。

同じく14ページに計上しております地域づくり推進費でございますが、地域の元気臨時交付金事業とコミュニティ助成事業の事業を計上しております。地域の臨時交付金事業については別紙資料をごらんください。

コミュニティ助成事業については、東郷区の視聴覚機材、今泉公民館の浮立道具一式の購入費に対する助成でございます。財団法人自治総合振興センターからの全額助成でございます。

15ページの広報広聴費であります。今年度4月から実施しております町長と語る会の開催のために要する費用を計上いたしております。

同じページの諸費の防犯カメラ購入費でございますが、白石駅に設置している防犯カメラの老朽化が著しく修理不能というような状態でございます。新たに購入するための予算を計上しております。また、設置後は定期的な点検を実施して長寿命化を図りたいというようなことで経費も計上しております。

次のページをお開きください。

16ページの障がい者福祉費の訪問入浴サービス事業について、これは新たな対象となる方からの要望により予算計上をいたしております。

歳入項目の9ページでございますけれども、9ページに計上しております地域生活支援事業費補助金として国から2分の1、県から4分の1の補助があるものでござい

ます。

18ページをお開きください。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。民間保育園及び公設民営保育園の保育士の処遇を改善するための補助金であります。民間保育園については、県の安心こども基金から全額補助金が交付されます。

なお、公設の民間保育園についても一般財源により同じ基準で措置することといたしております。また、この事業は今のところ25年度限りの事業とされております。

同じページでございます、次世代対策費の学童保育用備品購入費についてでございます。学童保育所のテレビ及びDVDレコーダー、げた箱等の購入費を計上しております。白石町建設業組合からの指定寄附を受けて購入するもので、本予算により全ての学童保育所にテレビ及びDVDレコーダーの設置が完了いたします。

21ページをお開きください。

林業振興費の間伐材利用促進資金支援事業補助金ではありますが、間伐材の流通を促進することにより森林の荒廃を防止するため事業者が資金を借り入れた場合の利子補給補助であります。県の全額補助事業となっております。歳入は歳入項目の9ページに記載しております。

次に、24ページをお開きください。

24ページの公園費のうち修繕料についてでございます。白石中央公園の長椅子や東屋の屋根など風雨による侵食が進んでおりまして、これの修繕に既決予算の大部分を費やしたため、今後の緊急的な対応に配慮して追加をお願いしているものであります。また、リンリン公園に係る費用については、県からの県道拡幅に伴う移転補償費がございますが、正式な額の提示を待って後日予算計上をする予定でございます。

なお、本年度中には補償金の受け入れができると予定をしております。

25ページ、住宅費の住宅リフォーム緊急助成事業補助金については、県からの追加交付の内示があったものでございます。

26ページをお開きください。

非常備消防費の消防団員退職報償金ではありますが、本年3月をもって退職された消防団員51名の皆さんへの白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定による退職報償金及び記念品代を計上しております。

なお、退職報償金については予算書歳入項目の11ページに記載しておりますが、消防団員等公務災害等共済基金からの収入を充当しております。

同じページでございます。教育振興費の需用費ではありますが、佐賀県原子力エネルギー教育支援事業補助金によりクリーンエネルギーへの理解を深めるため六角小学校及び北明小学校に理科の副教材として光電池学習セットなどの教材を購入する予定でございます。

27ページの小学校管理費の司書補賃金についてでございますが、学校司書の配置がえに伴う中学校管理費等の予算の組み替えを行っております。同じく職員給与費についても中学校費と小学校費の組み替えを行っております。

28ページ、需用費の修繕料と工事請負費でございますが、これは白石中学校の校内放送設備の更新事業を当初予算では修繕料として計上しておりましたが、具体的に設

備の内容等を検討したところ工事請負費とすることが適当であると判断し、組み替えを行っております。

同じページ、教育振興費の備品購入費であります。有明中学校を最後に退職された養護教諭の方から指定寄附がございましたので、同項の図書備品の購入に充てさせていただきますこととしております。

以上、一般会計補正予算（第1号）についてのあらましの説明を終わらせていただきます。

○赤坂和俊下水道課長

議案第43号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ43万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,036万9,000円とするものであります。今回の減額補正の理由につきましては、白石町長等の給与の特例に関する条例の制定に伴いまして職員の給料等の減額補正をお願いするものです。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、5款の繰入金、一般会計繰入金としまして43万1,000円の減額補正をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、公共下水道施設整備費において職員3名分の給料及び共済費合わせまして43万1,000円の減額補正をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒木安雄水道課長

それでは、私のほうから議案第44号「平成25年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を予算書9ページにて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

営業費用、総係費でございます。今回の条例の改正に伴い給与を110万円、法定福利費の職員共済組合負担金20万円、合わせまして130万円を減額補正するものでございます。収益的支出の水道事業費用を既決予定額5億5,660万7,000円から今回補正額130万円を差し引きまして5億5,530万7,000円といたします。

以上、御説明終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4、5

○白武 悟議長

日程第4及び日程第5、報告第3号及び報告第4号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」報告を求めます。

○片渕克也財政課長

報告第3号及び報告第4号については、公用車による職員の交通事故に対する和解及び損害賠償の額について専決処分をしたものでございます。報告をさせていただきます。

まず、報告第3号の事案でございます。平成25年2月22日15時50分ごろでございます。ちょうど白石町道の北川築切線、庁舎の総合センターの前から築切までの町道でございますが、あづま寿し、富士建設から入ってきたところの交差点のところで軽自動車同士の出会い頭の事故でございます。過失割合については、町側が40%、相手方が60%というふうにして示談をしております。町が支払う損害賠償額が10万1,200円というふうにいたしております。これについては、全国自治協会からの共済費で支払いをいたしております。

次に、報告第4号でございます。平成25年3月15日14時ごろでございます。総合運動公園付近の道路で職員が運転する普通トラックで路肩から発進した際、後方の安全確認が不確実であったため、後方から来た軽トラックと接触をしたものでございます。過失割合は町側が8割、相手方が2割というふうに決定をされております。町が支払う損害賠償額が12万2,400円というふうに決定をしております。これも既に全国自治協会のほうから共済金が支払われております。

以上、報告を終わります。

○百武和義総務課長

私のほうから、今回の交通事故の件について追加の説明をさせていただきたいと思っております。

お配りをしておると思いますが、自動車安全運転推進の取り組みについてということで事前に一番下になっているかと思っております、その資料をごらんいただきたいと思っております。標題が「自動車安全運転推進の取り組みについて」という資料でございます。

今回も2件の専決処分の報告をさせていただいておりますけれども、職員の公用車によります交通事故については、これまでも議員皆さん方から多いのではないかと御指摘をいただいております。そういったことから交通事故の撲滅を図るために新年度に入りましてこの資料のような取り組みを行うこととしております。

まず、1番目に推進体制への整備ということで、安全運転管理者、副安全運転管理者、総務課及び財政課で構成をします白石町役場安全運転推進会議を設置をしまして、公用車の運転のみならず私用自動車による通勤及び公務外の自動車運転も視野に入れた対策を継続的に実施していくということにしております。

また、2番目の具体的な取り組みといたしましては、1つ目に過去の事故経験者に対しますアンケート調査を実施をいたしました。その中で事故発生時の状況や反省点等について集約をし、これに基づいて次のページにつけておりますけれども10項目から成ります白石町役場自動車安全運転注意事項というものを作成をいたしております。

それから、1枚目ですけれども、2つ目に先月5月27日、28日に白石警察署、佐賀大学医学部肝疾患センター、町財政課職員を講師に職員向けの研修会を開催をいたしまして261名が受講いたしました。今後7月か8月ごろに再度漏れ者を対象に研修会を

開催する予定でございます。

3つ目に交通事故等の発生が8月に多かったということから、8月を自動車安全運転強化月間に定めまして、期間中は職員朝会、掲示板、各所属長による呼びかけ、こういった運動を行うことといたしております。今後こういった取り組みを継続的にしながら交通事故の減少に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ただいま報告第3号及び報告第4号につきまして報告がありましたけども、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

日程第6、7

○白武 悟議長

日程第6及び日程第7、報告第5号「専決処分の報告について（訴えの提起について）」及び報告第6号「専決処分の報告について（訴訟上の和解について）」報告を求めます。

○北川勝己学校教育課長

報告第5号「専決処分について」御説明をさせていただきます。

去る平成25年3月26日に学校給食費請求事件に係る訴えの提起について町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告いたします。

内容につきましては、去る2月28日に鹿島簡易裁判所に給食費の滞納世帯に対する法的措置であります支払い督促の申し立てを行いました。このたびの事件は、貸し金など相手方が支払わなかった場合に民事訴訟法の申し立てにより行う手続でありまして、白石町の債権の管理に関する条例、これに基づいて措置を行ったものであります。最終催告書として法的措置をとる旨を書いた督促書を送付した後、1カ月ほどの猶予期間を設けて鹿島簡易裁判所へ支払い督促の申し立てを行っております。訴えの内容につきましては別紙のとおりであります。今回、学校給食費25万5,700円の請求をいたしております。

続きまして、報告第6号でございます。これにつきましては、報告第5号に関連する専決処分でございます。平成25年4月11日に鹿島簡易裁判所に継続中の学校給食費請求事件における訴訟上の和解について、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、報告第5号の訴えについて、相手方の方は鹿島簡易裁判所からの支払い督促書の書面を受け取られ2週間の申し立ての期間内に裁判所へ異議を申し立てられましたけれども、これにつきましては分納による支払いに応じるとの異議

でございます、支払いの拒否の異議ではございませんでした。4月17日に鹿島簡易裁判所において裁判官による給食費の支払いについての裁判が行われ、今回報告の条件により訴訟上の和解となっております。

以上、内容について御報告をさせていただきます。

○白武 悟議長

報告第5号、報告第6号につきまして報告がなされましたが、質疑ありませんか。

○秀島和善議員

お尋ねいたします。

給食費の滞納をなされた方の生活実態はどのように把握をされているのでしょうか。給食費の滞納については先ほどの報告のとおりですけれども、関連して国民健康保険料や、また水道料金や住民税などについての滞納状況がどうなっているのかということと、あわせてライフラインでありますガス、水道などの実態がどのようになっているのか御承知であれば説明をお願いしたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

今回の支払い督促については、再三の私どもの催促に対しまして相手方が方が応じられなかったということで今回申し立てを行っております。ほかの債権につきましては、私どものほうに調査権がございませんので、その内容について、詳細については把握していないところです。

○久原房義議員

報告第5号と報告第6号の関連でございますけれども、今回のこの給食費の滞納についての提訴をされたわけですが、このこと自体については非常に評価をしたいというふうに思っております。今回は1件の提起なり和解ということですが、提起をされた条件といたしましうか、恐らくこの学校給食費の滞納の件は、恐らくまだまだ件数は多いかというふうに思っておりますけれども、今回1件だけ提起をされたその理由はこういったものであったのか、それで今後ほかの恐らくこれ以外にも相当件数はあるかと思っておりますけれども、今後の提起のやり方といたしましうか、取り組み方等についてお尋ねしたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

今回の事件につきましては、昨年の12月から手続を進めてまいりまして、4月11日ぐらいまで相当の時間を要しております。1件だけでもこれだけの期間を要するところでありまして、一度に数多くの事件を処理するのは相当難しいところでありまして、今後悪質な滞納者の方あるいは金額が高額となっている部分については、今後進めてまいりたいと思っております。

こういった中で分納誓約とか月々納めていただいている方もいらっしゃいます。また、児童手当等からの振りかえですか、こういったことで徴収率の向上を図っていき、

また各学校についての滞納の徴収を強化していきたいと考えているところです。

○久原房義議員

どうもさっきの答弁で今回は1件だけと、数多く提起することについては、非常に時間的、労力的に非常に難しいというような答弁でございましたけども、ただこれに類する案件ですね、再三にわたって督促あるいは催告をやったにもかかわらずなかなか納付されないと、そういう件数は何件ぐらいあるのでしょうか。これに類するものが相当件数あるとするならば、これ1件を取り上げることはいかがかなと。これに類するものが相当件数もしあるとするならば、それはいろいろ難しい、時間的に手間がかかるということであっても、これに類するようなものであれば、それらも提起をしないというと、非常に不公平感が出てくるんじゃないか。この1件だけを取り上げて、ほかの人は取り上げないということについてはいかがなものかなという感じをいたしますけども、その辺のお考えはいかがですか。

○北川勝己学校教育課長

これに類する件数でございますけれども、ただいま手元のほうに資料がございませんので、後もって報告をさせていただきたいと思っておりますけど、不公平感ということでございますけれども、今後もこういった高額のなものあるいは再三の催告に対して支払いがなされないものについては今後対応をしていきたいと思っております。

また、分納誓約ということで月々納めておられる方もいらっしゃいますので、その方については、こういった支払い督促というのは考えていないところでございます。

以上です。

○秀島和善議員

学校教育課長にお尋ねしますけれども、前者の質疑に対して悪質で高額な相手に対して訴訟を行うと、請求を行うということをおっしゃいましたけれども、具体的にその悪質という基準はどういうふうに設けてらっしゃるのか、また高額ということはどういう基準を設けて高額というふうに設けてらっしゃるのか、その線引きをどのように引いてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

高額という対象ということでございますけれども、こういった支払い督促等を行うには、ある一定の労力と費用が発生するという事になっております。今回は第1回で和解をいたしておりますけど、第2回、第3回というふうに行けば、1回当たり15万円から20万円の弁護士費用が発生するという事になっております。そういうことで勝っても負けても15万円から20万円支払わなくてはならないということになっておまして、相当費用がかかるということになります。それで、悪質ということでございますけども、再三の私どもの支払い督促に対しましてなかなか応じてもらえないとか、こちらからも呼び出しをかけてもこちらに来ていただかないと、そしてなおかつ連続して滞納があるということで考えておるところです。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

10時39分 休憩

10時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

先ほどの学校給食費の滞納問題に関しましてですけれども、先ほど久原議員がおっしゃられましたように、今現在何件ほどの滞納があるのかということと、もう一つ滞納されている御家庭なんですけれども、実際に足を運んで出向いてどういった状態、状況なのかということの把握をなされているのか、払いたくても払えないような状況なのかとか、払う余裕あるんだけど何かしらの理由で払わないのか、そういったところの状況を把握されてるのかということをお聞きしたいと思います。

○北川勝己学校教育課長

学校給食費の未納でございますけれども、滞納分といたしましては555万円程度でございます。それで、これは23年度以前の分ですね、件数にいたしまして37世帯となっております。

各家庭の状況ということでございますけれども、学校給食費につきましては金額的にかなり高い金額ではないと思っております、私どもが徴収して生活を圧迫するような状況にはないと思っておりますけれども、ほかのいろいろな税とかいろいろな公共料金、そういったものの関連がございますけれども、その世帯の状況を預貯金の状況とか収入状況というのを私どもでは調査権がございませんので、詳しい内容はわからないところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○北川勝己学校教育課長

先ほど久原房義議員のほうに保留をいたしておりましたけれども、支払い督促に該当するような似たような世帯数ということでございましたけれども、一応私どもの基準といたしましては、先ほど給食費の未納が10万円と申しましたけど、20万円を超える世帯を、それと分納誓約を提出されたにもかかわらず支払いが3回以上滞ったという世帯、こういったものを対象といたしております。世帯数でございますけれども、それに類するような世帯ということで、ほかに9世帯ございます。

以上です。

○久原久男議員

今回、この和解が成立といたしますか、なっているわけですが、その中で4月からの支払いということで4月から4、5、6と今回を含めて3カ月たつわけですが、2カ月分はどうだったのか、その辺の。

○北川勝己学校教育課長

これにつきましては、裁判所との和解ということで計画的にこういった6,000円あるいは2、6、10、これは児童手当の支給月でございます、これには2万円を加えて支払っていただくことになっております。現在のところ、この和解条件に基づいて支払われているところです。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

今のに関連してですけれども、弁護士を立てて訴訟したということですが、久原議員も言われましたように、公平性を欠かないためにも、もっと費用を20万円以上のあれに弁護士費用もかなりかかったと思います。もっとやり方として和解調停という申し込みもされて、和解条項を怠った場合には法的に差し押さえもできますので、そういうもう少し提訴の仕方あるいはもう少し生活困窮家庭、そういうのも分納してでも、わずかでも分納していこうという努力をされている家庭、そういう方との不公平さ、公平性を欠かないような提訴の仕方、そういうものをもう少し勉強されてやったほうがいいんじゃないかというふうに思います。その辺を質問じゃなくて意見として申し上げておきます。

○白武 悟議長

ただいまのは意見としてお聞きをさせていただきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、報告第7号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」を求めます。

○相浦勝美企画課長

報告第7号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」説明申し上げます。

まず、白石町文化振興財団は、昨年度より公益財団法人に移行しておりますが、移行後1年目になります。平成24年度公益財団法人白石町文化振興財団としての経営状況を御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の財政状況の公表等の規定により行うものでございます。去る5月24日、白石町文化振興財団の理事会が開催され、平成24年度の事業報告並びに決算報告等が承認をされました。

なお、平成24年度も事業の企画運営にふれあい郷自主文化事業実行委員会の皆様の御協力をいただながらさまざまな事業が実施されております。

それでは、平成24年度の事業等につきまして報告書をもとに御説明いたします。

業務報告書1ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどですけど、文化及びスポーツ活動の振興を図るために実施した事業のまず自主文化事業では、音楽部門の事業として第6回ふれあい郷音楽祭、ピアニスト田村緑アウトリーチ、ワークショップとそれに関連したピアニスト田村緑コンサート、ピアノ発表会を行い、多くの方に来場していただきました。また、芸能部門の事業としてクロード・チアリライブ&トークショーや弓削田健介朗読ライブ&トークショー、三夜待&六夜待フェスタなどを行い、多数の町民の皆様にお越しいただいております。

4ページから5ページをごらんください。

自有館の使用状況、使用料徴収状況であります。自有館では町内外の皆様方による文化活動の発表会や各種講演会、研修会等に活用していただいた結果、平成24年度は件数の合計で393件、人員で3万9,165人、5ページの使用料の収入では、合計であります、239万1,468円となっております。平成23年度より利用人数では2,601人、利用収入では58万8,448円の減となっております。

6ページから8ページをごらんいただきたいと思います。

爽明館の利用状況でございます。爽明館では園児、小学生、一般を対象とした水泳教室等の事業を実施し健康づくりに利用していただいております。利用人数で7ページの総合計でございますが5万351人、利用料金で8ページ、合計額です、1,499万8,820円となっております。町内保育園児の水泳教室の開催、町の保健事業や総合スポーツ教室の一環としての水中運動教室の実施、施設内の環境美化活動のほか水泳教室では園児のバス送迎を行うなど利用者に対するサービスの向上と利用促進に努めた結果、前年度に対し利用者で3,165人の増となっております。

10ページをごらんください。

遊喜館の使用、徴収状況であります。遊喜館については、子供クラブや小・中高等学校の部活動、スポーツクラブ、宿泊訓練等に利用されるとともに、家族や地域の仲間同士でのバーベキュー、事業所の慰労会や親睦会など幅広く利用をされております。利用件数では合計で178件、利用人員6,345人、利用料金については60万7,650円となっております。

次の11ページをごらんください。

芝公園多目的広場の使用状況であります。芝公園は親と子の触れ合いの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフやゲートボール、サッカー等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用、園児、小学生の遠足、高齢者のレク

リエーションなど幅広い年齢層に利用していただいております。利用人数は合計で3万2,270人となっております。

13ページをごらんください。

収支決算について申し上げますと、主な収入では自主事業としてライブ&トークショーやピアノコンサート等の公演を行った結果、入場料収入147万4,700円となっております。町内保育園の水泳教室等により諸事業収入が292万7,350円となっております。

続きまして、14ページからの支出でございますが、この支出で前年度決算からの主な増減は事業費の旅費交通費が29万8,360円の増で106万6,300円、備品購入費が前年度は計上がありませんでしたので170万1,000円の増、15ページの一般管理費の租税公課が41万2,700円の減で143万5,900円、16ページの施設管理費の、16ページでございます、施設管理費の光熱水費が27万939円の増で2,513万246円でございます。そして、備品購入費が44万4,917円の増で220万8,602円となっております。

以上のような運営状況で平成25年度へ繰り越す額として455万5,435円となる決算であります。

また、25ページには、昨年4月より設置され、今回新しく選任された評議員及び副町長の交代等により、こちらも新しく選任されております理事の名簿を掲載しております。

平成25年度の事業計画につきましては26ページから記載をしております。主なものとしましては、文化及びスポーツ活動の振興を図るために映画上映1回、音楽部門の事業を4回、芸能公演4回、そして園児、小学生を対象とした水泳教室や一般を対象とした水中運動教室、男性運動教室などが計画をされております。平成25年度の予算は28、29ページに記載をしております。

今後も皆様に親しまれるふれあい郷を目指して町内外の方々が気軽に利用できる施設運営と文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待して平成24年度の報告といたします。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、報告第8号「平成24年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を求めます。

○片渕克也財政課長

報告第8号としまして「平成24年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告をさせていただきます。

中身の繰越額等については、ここにお示しをしておるとおりでございます。一般会計に係る繰越計算書について、主にその進捗状況等について一括して御説明をいたします。

なお、この繰越明許費については、主に経済対策予備費あるいは国の1号補正予算の関連事業でございます。

まず、町立保育園耐震診断等事業でございます。有明わかば保育園及び有明みのり保育園、あかり保育園の耐震化診断については既に発注済みとなっております。有明ふたば保育園の耐震補強計画についても現在契約の途中でございます。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業については、これからかんがい期となることから10月以降の発注を予定しております。また、農業体質強化基盤整備促進事業、地盤沈下対策59号水路のしゅんせつでございます。これと農業基盤整備促進事業のうち地盤沈下対策58号水路について、これも非かんがい期を待って施工する計画であります。

なお、測量等については現在発注済みでございます。

また、同じ農業基盤整備促進事業のうちの農道整備の部分についても設計業務について現在途中でございます。工事については秋の収穫以降に着工する予定でございます。

道路新設改良費についてでございます。公園北線の整備でございますが、取りつけ部の暗渠工事を除いて既に発注済みでございます。

社会資本整備総合交付金事業のうち六府方南方線については既に発注済みでございます。

中郷揚田線、白石高校のところですが、これについては現在用地の交渉中でございます。秀村線については信号機の移設を除きほぼ完了となっております。

なお、新村線の舗装工事については平成25年度の予算対応ということにしております。

公営住宅ストック総合改善事業の上廿治住宅外壁改修については、7月中に設計業務が完了する予定となっております。

小学校耐震化整備事業、北明小学校と有明西小学校の体育館の改修事業でございます。今月中に設計が完了をする予定となっております。

福富社会体育館の改修事業については、本年度耐震化と設計のみでございます。既に発注完了しております。

以上で一般会計繰越明許費繰越計算書についての御説明を終わらせていただきます。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、報告第9号「平成24年度白石町一般会計継続費繰越計算書の報告について」を求めます。

○嶋江政喜農村整備課長

それでは、農村整備課から報告第9号「平成24年度白石町一般会計継続費繰越計算書について」報告をいたします。

計算書をごらんください。

平成23年度から26年度までの継続設定をいたしております新有明漁港地域水産物供給基盤整備事業（第3期工事）につきましては、継続費の総額15億円でございます。24年度継続費の予算現額は予算計上額及び前年度23年度からの通次繰越額合わせまし

て8億9,650万9,100円で、そのうち支出済額は5億7,509万3,500円、残額は3億2,141万5,600円であり、その残額と同額を翌年度繰越しといたしております。

繰越しの財源内訳は、繰越金、一般財源でございますけど783万8,950円、国県支出金2億3,557万6,650円、地方債7億8,000万円となっております。繰越しの理由といたしましては、現在有明川の既設栈橋の改修を行っていますが、本工事で施行いたします床版は1枚当たり高さ約4メートル、幅が約5メートル、奥行き約3メートル、重量といたしまして約35トンと、大型のコンクリート構造物であるため、起重機船への積み込みが可能な港湾等に隣接したヤードで製作をいたしまして海上輸送により新有明漁港の現場に運搬するというようになっております。このため床版の製作ヤードとして用地面積がおおむね3,500平方メートル以上で300トンぶり級の起重機船の接岸ができる近隣の大浦港の港湾用地を製作予定地として床版の製作を24年12月から実施する計画で進めてまいりました。しかし、この港湾用地につきましては25年1月まで他事業で使用されていたため2月以降の借地契約となりまして、床版の製作の着工がおくれたために次年度までにずれ込んだわけでございます。

また、国の経済対策として25年2月に補正予算による大幅な追加割り当てがありましたので、翌年度への繰越しとなったわけでございます。

以上、報告を終わります。

日程第11

○白武 悟議長

日程第11、報告第10号「平成24年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を求めます。

○赤坂和俊下水道課長

報告第10号「平成24年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」御報告申し上げます。

平成24年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）第3条の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰越ししたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

別紙の繰越計算書をお願いいたします。

事業名につきましては特定環境保全公共下水道事業でございます。金額1億2,000万円、翌年度繰越額1億2,000万円。財源内訳につきましては、国庫支出金5,500万円、地方債6,500万円でございます。この事業につきましては、平成25年度の早期に取り組みが必要でありました管路工事4件分及び舗装復旧工事1件分でございます。この5件の工事につきましては全て発注を完了いたしております。

以上で報告を終わります。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日より一般質問となっておりますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

11時22分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月10日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭